

盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会要綱

平成27年7月8日市長決裁

平成28年11月14日 改正

令和5年6月8日 改正

(設置)

第1 みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）に掲げる取組等を効果的に推進するため、盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会は、都市圏ビジョンの取組等に対し、意見及び助言を行う。

(組織)

第3 懇談会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、連携中枢都市圏が果たすべき3つの役割（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上）に対し優れた識見を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第4 懇談会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、会議を総理し、会議の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成27年7月8日から実施する。

改正文

平成28年11月14日から実施する。

改正文

令和5年6月8日から実施する。